



島根県報

令和元年11月15日（金）

第 5 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	2
保安林予定森林	（ " ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件）	（ " ）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	12

【教委規則】

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則	（学 校 企 画 課）	12
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	17

告 示**島根県告示第370号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社浜田昭石	島根県浜田市浅井町1508-5	令和元年9月1日

島根県告示第371号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木1833-271
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第372号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字川下808-2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第373号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第374号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町菅原425、425-1、1437、1438、1439-1から1439-4まで、1439-6から1439-9まで、1439-12、1439-13
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第375号

令和元年島根県告示第293号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
大田市仁摩町馬路門田1400-8	松浦 義輝
大田市仁摩町馬路赤島1516、馬路高浜神楽山1568-1	戸島 退三

島根県告示第376号

令和元年農林水産省告示第1044号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手
邑智郡邑南町木須田326-2、328、332-1、332-2、356-2、356-3	日高 千江美
邑智郡邑南町木須田335、336	田中 房義

島根県告示第377号

令和元年島根県告示第259号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町立河内1236、1319	村上 定弘
鹿足郡吉賀町立河内1239	河上 成彦
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	岩本 庄一
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	岩本 佐十
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	尾崎 ソム
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1249-1、1252-1、1256-2、1256-4、1256-6	尾崎 寿作
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1252-2、1728-3、1728-4	尾崎 松治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	小浜 勝治

鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	小浜 好治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2、1256-3、1256-5、1256-6、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-3まで、1728-5、1731	尾眞田 豊太
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	河上 徳右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	河上 吉助
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2、1256-3、1256-5、1256-6、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川口 小太郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1252-1、1252-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1731	川口 茂太
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川口 保
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川口 助三郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川口 高四
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川口 柳一
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川口 林治

1から1728-5まで、1731	
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	川本 好治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1731	神手 浅助
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	神手 富太
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	神手 勇治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで	小浜 栄十
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	小浜 利助
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	小浜 萬治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	小森 九八
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	小森 健二郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5、1731	坂本 浅治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	清水 保
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	下森 壮輔

鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1284、1339-1から1339-4まで、1339-6、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	下森 芳久
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	末岡 庄六
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-4まで、1731	末岡 秀助
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	末岡 林治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	瀧本 善次郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	武森 源左衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	谷川 芳五郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	谷尻 豊三郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	田屋 十右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	長嶺 高治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-5まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	長嶺 豊治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-3まで、1728-5、1731	中村 邦男

鹿足郡吉賀町立河内1240-1	中村 友治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1731	橋本 仙次郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	早羽 力藏
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	樋口 小作
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-3から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで	樋口 浦藏
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1728-3から1728-5まで、1731	正木 栄太
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-3、1339-4、1728-1から1728-5まで、1731	正木 登那男
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1339-4	宮本 栄治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	宮本 歌治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	宮本 禮治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1249-1、1252-1、1255-2、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1731	宗本 實右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-1	宗本 此右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	森兼 サダ
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	森兼 雪治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1728-3、1728-4	森崎 皆治
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1249-1、1252-1、1255-2、	森崎 作右衛門

1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1728-3、1728-4、1731	
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	森藤 和吉
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	森藤 ユキノ
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	森藤 スミ
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1250、1252-1、1252-2、1255-2	正木 清市
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1728-1から1728-5まで、1731	野美 幸恵
鹿足郡吉賀町立河内1240-1、1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	宗本 宗七
鹿足郡吉賀町立河内1240-2	尾崎 壽作
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	尾崎 ソム
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1252-2、1255-2、1255-3、1256-3、1256-5、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	尾崎 寿作
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1728-2、1728-5、1731	尾崎 松治
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	川本 勇
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、	小浜 栄植

1731	
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2、1339-3、1340-1、1728-2、1728-4、1728-5、1731	佐古田 梅太郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-2	瀧口 善次郎
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-1、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	長嶺 高信
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-3、1256-5、1256-6、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	中村 友藏
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1252-2、1255-3、1728-2	森崎 皆治
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1252-2、1255-3、1728-2、1728-5	森崎 作右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	宮本 歌治
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	宗本 栗右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	宗本 此右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1240-2、1252-2、1255-3、1728-2から1728-5まで	宗本 実右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1241	小浜 政志
鹿足郡吉賀町立河内1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1256-2から1256-6まで、1260、1339-2、1339-3、1728-2、1728-5	岩本 八左衛門
鹿足郡吉賀町立河内1249-1、1250、1252-1、1255-2、1256-2から1256-6まで、1260、1339-2、1339-3、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	下森 勝茂
鹿足郡吉賀町立河内1249-1	中村 邦男
鹿足郡吉賀町立河内1249-1、1252-1、1255-2、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1、1728-5、1731	森藤 皆治

鹿足郡吉賀町立河内1249-1、1252-1、1252-2、1255-2、1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	山根 力治
鹿足郡吉賀町立河内1252-2	神手 松雄
鹿足郡吉賀町立河内1255-2	小浜 梅助
鹿足郡吉賀町立河内1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	田屋 彌吉
鹿足郡吉賀町立河内1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	宮本 和三郎
鹿足郡吉賀町立河内1255-3、1256-2から1256-6まで、1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1、1728-1から1728-5まで、1731	宗本 三藏
鹿足郡吉賀町立河内1256-3、1256-5、1339-4	川本 勇
鹿足郡吉賀町立河内1256-4	中村 浦藏
鹿足郡吉賀町立河内1256-4	正木 喜和助
鹿足郡吉賀町立河内1256-6	長嶺 雪治
鹿足郡吉賀町立河内1259-2	正木 繁藏
鹿足郡吉賀町立河内1259-2、1339-3	川口 近藏
鹿足郡吉賀町立河内1259-2、1260、1339-2から1339-4まで、1340-1	吉谷 松太郎
鹿足郡吉賀町立河内1259-3、1339-1、1339-6	森藤 治三郎
鹿足郡吉賀町立河内1259-4	宮本 五平
鹿足郡吉賀町立河内1280、1281、1321	神手 勇治
鹿足郡吉賀町立河内1282、1283	下森 梅子
鹿足郡吉賀町立河内1288、1315、1359	森藤 新
鹿足郡吉賀町立河内1293	下森 數
鹿足郡吉賀町立河内1294	宮本 恵美子
鹿足郡吉賀町立河内1298、1320	正木 潤一
鹿足郡吉賀町立河内1316、1318	坂折 茂作
鹿足郡吉賀町立河内1339-1	森崎 巖
鹿足郡吉賀町立河内1339-1	森崎 操
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	河上 信一
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	川口 馨
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	川本 桃太郎
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	小浜 静人
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	小森 茂
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	下森 宏茂
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	末岡 宣登
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	武森 良美

鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	田屋 富一
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	中村 ヤスエ
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	長嶺 恒式
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	森兼 忠男
鹿足郡吉賀町立河内1339-1、1339-6	吉谷 半二
鹿足郡吉賀町立河内1339-4	川口 實藏
鹿足郡吉賀町立河内1339-6	森崎 巖
鹿足郡吉賀町立河内1339-6	森脇 操
鹿足郡吉賀町立河内1340-1、1731	末岡 義宣
鹿足郡吉賀町立河内1353	橋本 茂
鹿足郡吉賀町立河内1357、1731	小浜 寛
鹿足郡吉賀町立河内1361	小濱 肇
鹿足郡吉賀町立河内1728-1	石原 喜代三
鹿足郡吉賀町立河内1728-1、1731	西村 幸一
鹿足郡吉賀町立河内1728-2	岩崎 仲右衛門
鹿足郡吉賀町立河内1728-2から1728-5まで	神手 浅藏
鹿足郡吉賀町立河内1728-2から1728-5まで	川口 繁太
鹿足郡吉賀町立河内1728-2から1728-5まで	坂本 好八
鹿足郡吉賀町立河内1728-2から1728-5まで	前野 栄次郎
鹿足郡吉賀町立河内1731	高津 一夫
鹿足郡吉賀町立河内1731	宗本 哲夫

島根県告示第378号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 妙仙寺
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市大津町字西谷2581番12	1号、7号及び8号
” 2581番23	2号から4号まで
” 2581番21	5号
” 2581番11	6号

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

島根県教育委員会教育長 新田 英夫

島根県教育委員会規則第4号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「給与条例」という。）第2条に定める教職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員である者（以下「教職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の種別)

第2条 教職員は、条例別表第1に定める教育業務に従事する者とする。

(通勤手当に相当する報酬の額)

第3条 条例第2条第4項に規定する通勤手当に相当する報酬（以下「通勤手当に相当する報酬」という。）は、1箇月を単位として支給するものとし、その額については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 給与条例第18条第1項第1号に掲げる教職員の要件に該当する者 1箇月の勤務日（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「休暇等規則」という。）第3条の規定により割り振られた勤務日をいう。以下同じ。）に係る通勤の回数（以下「1箇月の通勤所要回数」という。）に応じて、給与条例第18条第2項第1号の規定に準じて算出した額
 - (2) 給与条例第18条第1項第2号に掲げる教職員の要件に該当する者 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）第29条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数（21回を上限とする。）を乗じて得た額
 - (3) 給与条例第18条第1項第3号に掲げる教職員の要件に該当する者 前2号に定める額を合計した額（55,000円を超えるときは55,000円）
- 2 教職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当に相当する報酬は、支給しない。
- 3 教職員が、欠勤、無給の休暇、休職処分（法第28条第2項又は市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）第3条第1号若しくは第2号の規定による休職処分をいう。第8条第1項第2号において同じ。）、停職処分（法第29条第1項の規定による停職処分をいう。第8条第1項第2号及び第11条第2項第3号において同じ。）、専従許可（法第55条の2第1項の規定による専従許可をいう。第8条第1項第2号及び第11条第2項第4号において同じ。）及び育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）（以下この項において「欠勤等」という。）により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった場合は、第1項に規定する支給額から、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。
- (1) 第1項第1号に掲げる教職員 同号に定める額を1箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額
 - (2) 第1項第2号に掲げる教職員 給与規則第29条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額
 - (3) 第1項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額を合計した額（55,000円を超える場合にあっては55,000円）
- 4 給与条例第18条第1項第3号に掲げる教職員の要件に該当する者のうち、給与規則第29条の10第1号に掲げる教職員の要件に該当しないものの通勤手当に相当する報酬については、同条第2号又は第3号の規定の適用を受ける教職員の

例により、第1項第1号又は第2号に定める額を支給し、及び前項第1号又は第2号に定める額を減額する。

(通勤手当に相当する報酬の額の特例)

第4条 県教育委員会は、その職の勤務の実情等により前条の規定に基づく通勤手当に相当する報酬の額により難いと認められる場合は、同条の規定にかかわらず、条例の適用を受ける県立学校の会計年度任用職員（以下「県立学校の会計年度任用職員」という。）の例により、その職の通勤手当に相当する報酬の額について別に定めることができる。

(通勤手当に相当する報酬の支給方法)

第5条 教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 新たに通勤手当に相当する報酬の支給対象教職員たる要件を具備した場合
- (2) 住所、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- (3) その他支給の要件に係る事実に変更があった場合

2 教職員が新たに支給対象教職員たる要件を具備した場合は、その事実の生じた日から通勤手当に相当する報酬の支給を開始する。ただし、前項の規定による届出がその事実の生じた日から15日（勤務の実情等により教職員に特別の事情があると県教育委員会が認めるときは、30日）を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から支給するものとする。

3 通勤手当に相当する報酬は、教職員が支給対象教職員たる要件を欠いた場合にあってはその事実の生じた日の前日まで支給し、離職した場合にあってはその事実の生じた日まで支給する。

4 通勤手当に相当する報酬の額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日から支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、支給額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第6条 条例第2条第4項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務手当に相当する報酬」という。）は、正規の勤務時間（休暇等規則第2条の規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。）以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）に対して支給する。

2 時間外勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間外勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、時間外勤務の時間数を乗じて得た額とする。

- (1) 1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間につき38時間45分を超えない勤務（第3号に掲げる勤務を除く。）

100分の100（午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）の勤務にあっては、100分の125）

- (2) 1日につき7時間45分又は1週間につき38時間45分を超える勤務（次号に掲げる勤務を除く。） 100分の125（深夜の勤務にあっては、100分の150）

- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条の休日における勤務 100分の135（深夜の勤務にあっては、100分の160）

3 前2項に規定するもののほか、労働基準法第37条の規定による割増賃金の支給が必要となる場合は、当該支給が必要となる額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 時間外勤務手当に相当する報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、1箇月の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

(報酬の支給)

第7条 条例第3条第3項に規定する時間を単位とする報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数により計算した総額を翌月15日（8月にあっては、12日）に支給する。ただし、その日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日を支給日とする。

(報酬の減額)

第8条 条例第3条第4項の規定による報酬の減額は、次の各号に掲げる報酬の支給単位の区分に応じ、当該各号に定め

る単位で行うものとする。

(1) 日額 次のア又はイに掲げる事由の区分に応じ、それぞれア又はイに定める単位

ア 1日の全てを勤務しなかった場合 日単位

イ ア以外の場合 時間単位

(2) 月額 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める単位

ア 休職処分、停職処分、専従許可又は育児休業により勤務しなかった場合 日単位

イ ア以外の場合 時間単位

(3) 時間額 時間単位

2 日単位で報酬の減額を行う場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を減額する。

(1) 前項第1号アに掲げる場合 その月の勤務日の日数を基礎とした日割による計算によって得られた額

(2) 前項第2号アに掲げる場合 勤務1日当たりの報酬額に1箇月の勤務しなかった日数を乗じて得た額

3 時間単位で報酬の減額を行う場合は、勤務1時間当たりの報酬額に1箇月の勤務しなかった総時間数（1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た額を減額する。

4 報酬の減額は、減額すべき事実のあった日の属する月又はその翌月の報酬の支給の際に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により当該報酬の支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後の報酬の支給の際に行うことができる。

（報酬の減額を行わない場合）

第9条 条例第3条第4項に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 休暇等規則第4条の規定により年次有給休暇を与えられた場合

(2) 休暇等規則第6条第1項の規定により有給の休暇を与えられた場合

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年島根県条例第3号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除された場合

（勤務1時間当たりの報酬額の算定方法）

第10条 第6条第2項及び第8条第3項の勤務1時間当たりの報酬額の算定方法は、次の各号に掲げる報酬の支給単位の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日額 報酬（通勤手当に相当する報酬及び時間外勤務手当に相当する報酬を除く。以下同じ。）の日額を1日の正規の勤務時間数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）

(2) 月額 報酬の月額を1日当たりの正規の勤務時間数に1か月当たりの勤務日の日数を乗じたもので除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）

(3) 時間額 報酬の時間額

（期末手当の支給対象者）

第11条 条例第5条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として教育委員会規則で定める教職員は、任期を更新したことにより、同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った者とする。

2 条例第5条第1項前段に規定する教育委員会規則で定める期末手当を支給しない教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1) 基準日において法第28条第2項の規定により休職処分を受けている教職員

(2) 基準日において市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例第3条第1号又は第2号の規定により休職処分を受けている教職員

(3) 基準日において停職処分を受けている教職員

(4) 基準日において専従許可を受けている教職員

- (5) 基準日において育児休業をしている教職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第5条の3第1項に規定する教職員以外の教職員
- (6) 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致された教職員
- 3 条例第5条第1項前段に規定する教育委員会規則で定める勤務時間以上勤務する教職員は、任期を通じて1週間当たり15時間30分以上勤務する者とする。
- 4 前項の任期を通じた1週間当たりの勤務時間数は、任期に割り振ることとされている正規の勤務時間の合計時間数を任期の総日数で除して得た数に7を乗じて算出するものとする。
- 5 条例第5条第1項後段に規定する教育委員会規則で定める期末手当を支給しない教職員は、次に掲げる教職員とする。
- (1) その退職し、又は死亡した日において第2項各号のいずれかに該当する教職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間において、会計年度任用職員（当該基準日に係る期末手当の支給を受ける者で第13条第1項の規定により退職前の在職期間が通算されるものに限る。）となった者
（期末手当の支給日）

第12条 条例第5条第1項前段に規定する教育委員会規則で定める日は、報酬の支給単位が月額である職員にあっては、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日を支給日とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日
- 2 報酬の支給単位が日額又は時間額である職員の期末手当の支給日は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日を支給日とする。
- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月25日
（期末手当の在職期間の計算）

第13条 条例第5条第2項に規定する在職期間の計算（次項において「在職期間の計算」という。）については、同一の職に在職した期間のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間を通算する。

- (1) 基準日（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において1箇月当たりの正規の勤務時間数が124時間以上の職にある教職員 1箇月当たりの正規の勤務時間数が124時間以上の会計年度任用職員の職に在職した期間
- (2) 基準日等において1箇月当たりの正規の勤務時間数が124時間未満の職にある教職員 県教育委員会が、職務の内容、報酬の額の基準、勤務形態等を考慮してその職と同等と認める会計年度任用職員の職に在職した期間
- (3) 常勤職員又は法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教職員として在職した教職員 当該教職員として在職した期間
- 2 在職期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 第11条第2項第2号から第4号までに掲げる教職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 法第28条第2項の規定により休職処分を受けている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (4) 前項第3号に規定する教職員が、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年人事委員会規則第1号）第16条第4項第4号から第7号までに掲げる教職員として在職した期間については、それぞれ当該各号に定める教職員として在職した期間
（期末手当基礎額）

第14条 条例第5条第3項に規定する教職員が受けるべき報酬の月額に相当する額（次項において「報酬月額相当額」という。）として教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる報酬の支給単位に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 日額 基準日前6箇月の期間において、月の初日から末日までの間在職した月（以下「特定月」という。）に割り振られた勤務日の日数の合計を特定月の月数で除した日数（1日未満の端数が生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入する。）に基準日における報酬の日額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）

(2) 月額 基準日における報酬の月額

(3) 時間額 基準日前6箇月の期間において、特定月に割り振られた正規の勤務時間の合計を特定月の月数で除した時間（1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。）に基準日における報酬の時間額を乗じて得た額

2 報酬の支給単位が日額又は時間額である教職員のうち、特定月の月数が0である教職員の報酬月額相当額は、前項の規定にかかわらず、県立学校の会計年度任用職員の例により、県教育委員会が別に定めるものとする。

3 県教育委員会は、条例第2条第2項の規定により報酬の額を定める場合において必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、県立学校の会計年度任用職員の例により、当該報酬の額の一部を同項各号に規定する報酬に含めないこととすることができる。

（期末手当の特例）

第15条 県教育委員会は、勤務の実情等により教職員に特別の事情があると認めるときは、第11条、第13条及び前条の規定にかかわらず、当該教職員の期末手当の支給について、県立学校の会計年度任用職員の例により、別に定めることができる。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、教職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第5号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）を次のように改正する。

「教育職員免許法第5条第1項

様式第3号中「第7号まで」を「第6号まで」に、同様式備考中 第3号 成年被後見人又は被保佐人 を
第4号 禁錮以上の刑に処せられた者」

「教育職員免許法第5条第1項

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者」

に、「第5号」を「第4号」に、「第6号」を「第5号」に、「第7号」を

「第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。